○触法少年事件受理簿の様式について

平成30年12月20日

道本少第2830号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）の受理簿の様式については、「触法少年事件受理簿の様式の制定について」（平20．６．27道本少第1368号。以下「旧通達」という。）により定めているところであるが、引き続き、次のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

１　作成対象事件

触法少年事件とする。ただし、交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第２条第２号に規定する罪をいう。）に係る触法少年事件及び交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する罪に該当する触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものに限る。

２　運用要領

⑴　警察署において触法少年事件を認知したときは、遅滞なく少年事件選別主任者に報告すること。

⑵　少年事件選別主任者は、触法少年事件の報告を受けたときは、速やかに触法少年事件受理簿（別記様式）を作成すること。

⑶　受理番号は、受理した事件の順に一連番号を付し、受理月日は、少年事件選別主任者が事件を認知した月日を記載し、取扱開始年月日は、取扱担当者が当該事件を最初に取り扱った日を記載すること。

⑷　触法少年事件が他の事件と関連性がある場合は、その犯罪事件受理簿（「犯罪事件受理簿等の様式について」（平成29．２．15道本刑第3658号）の別記様式第１号）の受理番号等を触法少年事件受理簿の備考欄に記載し、関連する他の事件があることを明らかにしておくこと。

⑸　触法少年事件受理簿は、暦年ごとに作成することとし、保存期間は長期とする。

※　別記様式は省略

別記様式

触法少年事件受理簿

	現認	職質	聞込み	被害届	その他
受理番号	第　　号				
受理月日	月　　日				
罪種（手口）					
非行日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで				
非行場所					
被害品（程度・金額）					
被害者	年　月　日生（　歳）				
触法少年	年　月　日生（　歳）				
取扱開始年月日	年　月　日				
取扱担当者					
調査主任官					
専務係担当者					
措置	送致（　　児童相談所） 通告（　　児童相談所） 警察限り（　年　月　日）				
送致・通告年月日及び番号	年　月　日 第　　号				
証拠品 送付年月日 送付先	年　月　日 家庭裁判所　　支部				
証拠品 還付公告年月日	年　月　日				
証拠品 処分年月日 処分結果	年　月　日				
備考					

注１　欄外事項には、該当する箇所を○で囲むこと。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。